



B C J - 審査証明 - 140

建設技術審査証明書（建築技術）

技術名称：浮きタイルの剥落防止技術「タイルフィックス工法」

標記技術の内容について依頼者より提出された開発の趣旨及び開発の目標に基づき証明するものである。

（開発の趣旨）

磁器質タイル壁面は、時間の経過とともに、タイルの浮きが発生しやすく、時には脱落するという非常に危険な状態になる場合がある。本技術は、既存建築物のコンクリートを下地とする外壁面の磁器質タイル陶片の剥落を防止するとともに、社会資産である建築物を健全に維持保全する。

（開発の目標）

- (1) 高さ 45m 以下の建築物の外壁において、タイルフィックス工法により躯体コンクリートに固定・一体化されたタイル陶片が風荷重や地震荷重に対して、十分な耐力を有すること。
- (2) タイルフィックス工法により、躯体コンクリートに固定・一体化されたタイル陶片が熱冷縁返し及び凍結融解を受けた場合、風荷重や地震荷重に対して、十分な耐力を有すること。
- (3) 品質・性能を確保するために施工マニュアルを定め、教育体制及び施工体制を確立すること。

一般財団法人日本建築センターの建設技術審査証明事業（建築技術）業務規程及び建設技術審査証明事業（建築技術）業務約款に基づき、依頼のあった浮きタイルの剥落防止技術「タイルフィックス工法」の技術内容について下記のとおり証明する。

2008年3月19日
2013年3月19日（更新）
2018年3月15日（更新）
2023年1月23日（更新）



記

1. 審査証明結果

本技術について、上記の開発の趣旨及び開発の目標に照らして審査した結果は、以下のとおりである。

- (1) 高さ 45m 以下の建築物の外壁において、タイルフィックス工法により躯体コンクリートに固定・一体化されたタイル陶片が風荷重や地震荷重に対して、十分な耐力を有するものと判断される。
- (2) タイルフィックス工法により、躯体コンクリートに固定・一体化されたタイル陶片が熱冷縁返し及び凍結融解を受けた場合、風荷重や地震荷重に対して、十分な耐力を有するものと判断される。
- (3) 品質・性能を確保するために施工マニュアルを定め、教育体制及び施工体制を確立しているものと判断される。

2. 審査証明の前提

本審査証明は、依頼者から提出された資料等には事実に反する記載がなく、依頼者の責任において適正に設計・施工・品質管理等が行われることを前提に、依頼者から提出された資料に基づいて行われたものである。

3. 審査証明の範囲

審査証明は、依頼者より提出された開発の趣旨及び開発目標に対して、設定された確認方法により確認した範囲とする。なお、個々の工事等の実施過程及び実施結果の適切性は審査証明の範囲に含まれない。

4. 審査証明の詳細（別添）

この審査証明技術を個々の工事等へ適用する際は、別添内容に従うこと。

5. 審査証明の有効期限 2028年3月18日

6. 審査証明の依頼者

有限会社 難波建築研究室 住所 東京都板橋区板橋四丁目9番5号

株式会社 東邦建材 住所 東京都中央区八丁堀二丁目29番11号